

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) (補正予算に係るもの)
交付規程

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) (補正予算に係るもの) 交付規程

平成27年3月13日

S I I—26B—規程—007

(通則)

第1条 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱(20130305財資第5号。以下「交付要綱」という。)及びその他の法令の定めによるほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下「S I I」という。)が行う、経済産業省からの交付要綱第3条に基づく補助金の交付手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(交付の対象、補助率)

第3条 S I Iは、住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)の趣旨に則り、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅(以下「Z E H」という。)を新築する、新築建売住宅のZ E Hを購入する、又は既築住宅をZ E Hへ改修する事業(以下「補助対象事業」という。)を行おうとする者に対し、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象としてS I Iが認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

ただし、様式第1による交付申請書の「暴力団排除に関する誓約事項」(以下「誓約事項」という。)に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は様式第1による交付申請書にS I Iが定める書類を添付して、S I Iが別に定める時期までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 S I I は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請に係る書類の審査を行い、適正な内容であると認められる場合には、様式第2による交付決定通知書により、その旨を通知するものとする。この場合において、S I I は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて交付決定を行うことができるものとする。

2 S I I は、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。

3 S I I は、補助金の交付が適当でないとき認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 第5条第1号の通知を受けた申請者（以下「補助対象事業者」という。）は、当該通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があり、第4条の申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第5による交付申請取下書をS I I に提出し、その承認を得なければならない。

(補助対象事業の完了)

第7条 補助対象事業者は、S I I が定める期日までに、補助対象事業に係る工事（設備の設置を含む。以下単に「事業」という。）を完了しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第8条 補助対象事業者は、交付申請書で提出した事業の内容をやむを得ない理由で変更する必要があるときは、あらかじめ様式第3による計画変更申請書をS I I に提出し、その承認を受けなければならない。

2 S I I は、前項に基づく計画変更申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を通知するものとする。

3 S I I は、前項の承認に際して必要な条件を付することができるものとする。

(事故の報告)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第4による事故報告書をS I I に提出し、その指示に従わなければならない。

(実績の報告)

第10条 補助対象事業者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又はS

ⅠⅠが定める期日のいずれか早い日までに、様式第6による補助対象事業実績報告書をⅠⅠに提出しなければならない。

(補助対象事業の承継)

第11条 ⅠⅠは、補助対象事業者について事業の期間中に、相続等により補助対象事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10による補助対象事業承継承認申請書を提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助対象事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 ⅠⅠは、第10条の規定による補助対象事業実績報告書の提出があった場合には、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容（第8条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に速やかに通知するものとする。

2 ⅠⅠは、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 ⅠⅠは、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき補助金の額
- (2) 延滞金に関する事項
- (3) 納期日

4 ⅠⅠは、補助対象事業者が返還すべき補助金を第3項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金額確定の条件)

第13条 ⅠⅠは、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助金の対象となる工事の内容は、補助対象事業実績報告書に記載されたとおりとする。
- (2) ⅠⅠは、第12条の規定に基づき、提出された補助対象事業実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。
- (3) 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第

255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
 - ② 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
 - ③ 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
 - ④ S I Iの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - ⑤ 補助対象事業者等の名称及び不正内容の公表。
- (4) その他、S I Iの付した条件を遵守しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第14条 補助対象事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部をS I Iの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 S I Iが第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助対象事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象事業者がS I Iに対し、民法(明治29年法律第89条)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、S I Iは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助対象事業者から債権を譲り受けた者がS I Iに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) S I Iは、補助対象事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) S I Iは、補助対象事業者による債権譲渡後も、補助対象事業者との協議により、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがある。この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならない。
- 3 第1項ただし書に基づいて補助対象事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、S I Iが行う弁済の効力は、S I I事務局長が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(補助金の支払)

第15条 S I Iは、第12条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

(状況の報告)

第16条 補助対象事業者は、事業完了後3年間、当該補助金により取得した設備及び住宅（以下「取得財産」という。）の性能等に関して、S I Iが別に指定する方法によって定期報告をS I Iに行わなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の定期報告を停止するときは、様式第8による定期報告停止申請書によってS I Iに報告し、その承認を受けなければならない。

(手続)

第17条 補助対象事業者は、第4条の交付申請書、第6条の交付申請取下書、第8条の計画変更申請書、第9条の事故報告書、及び第10条の補助対象事業実績報告書の手続の代行を、第三者（以下「手続代行者」という。）に対し依頼することができる。

2 手続代行者は、依頼された手続きについて誠意をもって実施するものとする。

3 補助対象事業者及び手続代行者は、S I Iに提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行ってはならない。

4 S I Iは、補助対象事業者及び手続代行者が虚偽その他の不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、交付決定により得た権利の失効、及び交付申請の却下を行うことができるものとする。この場合において、S I Iは、S I Iの所管する事業の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とすること、並びに補助対象事業者の名称、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表することができるものとする。

(協力)

第18条 S I Iは、補助対象事業の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があるときは補助対象事業者及び手続代行者に対し、協力を求めることができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 S I Iは次の各号のいずれかに該当する場合は第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

(1) 補助対象事業者が法令若しくは本規程に基づくS I Iの処分又は指示に違反した場合。

(2) 補助対象事業者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助対象事業者が補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の

全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助対象事業者が、様式第1の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

- 2 前項の規定は、第12条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 S I I は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。
- 4 S I I は、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限内に当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 S I I は、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95%の割合で計算した加算金を併せて当該補助対象事業者から徴収するものとする。
- 6 第4項の補助金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(加算金の計算)

第20条 S I I は、加算金を徴収する場合において、補助対象事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 S I I は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産の管理等)

第22条 補助対象事業者は、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 S I I は、補助対象事業者が取得財産を処分することにより、収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS I I に納付させることができるものとする。

(財産処分の制限等)

第23条 取得財産のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万

円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。

- 2 取得財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、S I I が別に定める期間とする。
- 3 補助対象事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ様式第9による財産処分申請書をS I I に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 S I I は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。
- 5 前条第2項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。
- 6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助対象事業者が得た収入については、前条第2項の規定は適用しない。

（暴力団排除に関する誓約）

第24条 補助対象事業者は、誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他の必要な事項）

- 第25条 S I I は、本事業の実施に当たって、補助対象事業者から提出され、または知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うものとする。この場合、当該事業に関する業務に従事する職員及びS I I が業務契約等を締結するすべての者（第三者委員会の委員等を含む）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結するものとする。
- 2 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項はS I I が別に定める。

附 則

この規程は、経済産業大臣が承認した日から施行する。

(別表)

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（補正予算に係るもの）

補助対象経費の区分及び補助率

補助対象経費 の区分	内容	補助率
設 備 費	補助対象事業の実施に必要な 設備、建築材料の購入に要する 費用	定額 (130万円) (但し、エネルギーの使用の合理化に関 する建築主等及び特定建築物の所有者 の判断の基準（平成25年経済産業省・ 国土交通省告示第1号）別表第4に掲げ る地域区分のうち、1、2、3における 断熱性能がUA値0.25以下又はQ値 1.0以下の場合は150万円)
工 事 費	補助対象事業の実施に不可欠 な工事に要する経費	

※申請代行手数料・消費税は、補助対象としない。

様式第1（交付申請書）

平成 年 月 日
(1 / 2 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

申請者 郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
生年月日
電話番号

印

手続代行者 郵便番号
住所
会社名
支店名
代表者等名

印

平成 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) (補正予算に係るもの)
交付申請書

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)交付規程(SII-26B-規程-007)(以下「交付規程」という。)第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

1. 申請する住宅の概要

募集区分		建築区分		地域区分		算定基準		断熱性能*	W/m ² ・K
------	--	------	--	------	--	------	--	-------	---------------------

※外皮平均熱貫流率(UA値:小数点第二位まで、第三位以下切り上げ)または熱損失係数(Q値:小数点第二位まで、第三位以下四捨五入)を記入してください

2. 申請する住宅の所在地

〒	都道府県	市区町村
---	------	------

3. 事業予定期間

※建売の場合は、着手予定日は記入不要。完了予定日に引渡予定日を記入すること。

着手予定日	平成 年 月 日	完了予定日	平成 年 月 日
-------	----------	-------	----------

4. 補助金交付申請額

円

5. 暴力団排除に関する誓約

次ページ記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

■手続代行者(担当者連絡先) ※会社名、支店名および住所は、上記、手続代行者と異なる場合のみ記入してください。

会社名		支店名	
住所	〒 都道府県 市区町村	氏名	
所属		FAX番号	() -
電話番号	() -	E-mail	@
携帯電話番号	() -		

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅を導入(新築建売住宅の場合は購入)しようとする方に交付するものです。

暴力団排除に関する誓約事項

私は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 私が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 私が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしているとき

- (3) 私が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- (4) 私が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

様式第2（交付決定通知書）

申請者 宛

平成27年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事

**平成 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（補正予算に係るもの）の交付決定について**

平成 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（補正予算に係るもの）交付申請書に
ついては、住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・
エネルギー・ハウス支援事業）（補正予算に係るもの）交付規程（S I I - 2 6 B - 規程 -
0 0 7）（以下「交付規程」という。）第4条第1項の規定に基づき受理し、交付を決定
しましたので通知します。

また、交付規程様式第1「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当
する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、誓約事項に違反した場合は、
交付決定の全部もしくは一部を取り消すものとします。

記

交付番号

補助金交付申請予定額

以上

様式第3 (計画変更申請書)

交付番号 _____

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

補助対象事業者 郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名 印
電話番号

手続代行者 郵便番号
住 所
会 社 名
支 店 名
代表者等名 印

平成 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) (補正予算に係るもの)
計画変更申請書

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)交付規程(SII-26B-規程-007)第8条第1項の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る計画変更を申請します。

1. 事業内容の変更

申請時の事業内容	変更後の事業内容

2. 変更の理由

--

※事業内容の変更によって補助金交付申請予定額に変更が生じる場合であっても、交付決定通知に記載された金額が上限になります。

■手続代行者(担当者連絡先) ※会社名、支店名、および住所は、上記、手続代行者と異なる場合のみ記入してください。

会社名		支店名	
住所	〒 都道府県 市区町村	氏名	
所属		FAX番号	() -
電話番号	() -	E-mail	@
携帯電話番号	() -		

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅を導入(新築建売住宅の場合は購入)しようとする方に交付するものです。

様式第4（事故報告書）

交付番号

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

補助対象事業者 郵便番号
住 所
(ふりがな)
氏 名 印
電話番号

手続代行者 郵便番号
住 所
会 社 名
支 店 名
代表者等名 印

平成 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) (補正予算に係るもの)
事故報告書

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)交付規程(SII-26B-規程-007)第9条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助対象事業の事故について報告します。

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に対してとった措置

3. 事故が事業に及ぼす影響

4. 事業の遂行及び完了予定

■手続代行者(担当者連絡先) ※会社名、支店名および住所は、上記、手続代行者と異なる場合のみ記入してください。

会 社 名		支 店 名	
住 所	〒 都道府県 市区町村	氏 名	
所 属		氏 名	
電 話 番 号	() -	F A X 番 号	() -
携 帯 電 話 番 号	() -	E - m a i l	@

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅を導入(新築建売住宅の場合は購入)しようとする方に交付するものです。

様式第5（交付申請取下書）

交付番号

平成 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

補助対象事業者 郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 印
電話番号

手続代行者 郵便番号
住所
会社名
支店名
代表者等名 印

平成 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) (補正予算に係るもの)
交付申請取下書

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)交付規程(SII-26B-規程-007)第6条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付申請の取下げを申請します。

1. 補助金交付申請予定額

円

2. 取下げの理由

■手続代行者(担当者連絡先) ※会社名、支店名および住所は、上記、手続代行者と異なる場合のみ記入してください。

会社名		支店名	
住所	〒 都道府県 市区町村		
所属		氏名	
電話番号	() -	FAX番号	() -
携帯電話番号	() -	E-mail	@

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅を導入(新築建売住宅の場合は購入)しようとする方に交付するものです。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿補助対象事業者 郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 印
電話番号手続代行者 郵便番号
住所
会社名
支店名
代表者等名 印平成 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) (補正予算に係るもの)
補助対象事業実績報告書

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)交付規程(SII-26B-規程-007)第10条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助対象事業の完了を報告するとともに補助金の交付を申請します。

1. 事業着手日
(建売の場合は記入不要)

平成	年	月	日
----	---	---	---

2. 事業完了日
(建売の場合は引渡日を記入)

平成	年	月	日
----	---	---	---

3. 補助金交付申請額

円

4. 補助金の振込先

金融機関	支店	預金種類	口座番号	口座名義 (申請者本人)
【金融機関名】	【支店名】	普通		【フリガナ】
【銀行コード】	【支店コード】	その他 ()		【氏名】

■手続代行者(担当者連絡先) ※会社名、支店名および住所は、上記、手続代行者と異なる場合のみ記入してください。

会社名		支店名	
住所	〒 都道府県 市区町村		
所属		氏名	
電話番号	() -	FAX番号	() -
携帯電話番号	() -	E-mail	@

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅を導入(新築建売住宅の場合は購入)しようとする方に交付するものです。

補助対象事業者氏名 宛て

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 印

平成 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（補正予算に係るもの）
補助金確定通知書

平成 年 月 日付けをもって申請があった住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（補正予算に係るもの）交付規程（S I I - 2 6 B - 規程 - 0 0 7）（以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を付することに決定したので通知します。

1. 補助金の対象となる事業の内容は、補助対象事業実績報告書に記載されたとおりとする。
2. 補助金交付確定額 _____ 円
3. 一般社団法人 環境共創イニシアチブは、交付規程第12条の規定に基づき、提出された補助対象事業実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を実施し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。
4. 補助対象事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従わなければならない。
なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
 - (1) 適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
 - (2) 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
 - (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
 - (4) 一般社団法人 環境共創イニシアチブの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - (5) 補助対象事業者等の名称及び不正内容の公表。
5. その他、一般社団法人 環境共創イニシアチブの付した条件を遵守しなければならない。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）（補正予算に係るもの）は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロとなる住宅を導入（新築建売住宅の場合は購入）しようとする方に交付するものです。

様式第8（定期報告停止申請書）

確定番号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

平成 年 月 日

補助対象事業者 郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 印
電話番号

平成 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) (補正予算に係るもの)
定期報告停止申請書

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)交付規程(S I I - 2 6 B - 規程 - 0 0 7)第16条第2項の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助対象事業の定期報告停止の届出を申請します。

1. 報告停止期間

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

2. 報告停止の理由

--

3. 今後の見込み

--

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅を導入(新築建売住宅の場合は購入)しようとする方に交付するものです。

様式第9 (財産処分申請書)

確定番号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

平成 年 月 日

補助対象事業者 郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
電話番号

印

平成 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) (補正予算に係るもの)
財産処分申請書

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)交付規程(SII-26B-規程-007)第23条第3項の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る財産処分の届出を申請します。

1. 処分方法

売却	譲渡	交換	貸与	廃棄	その他(具体的に)
----	----	----	----	----	-----------

その他(具体的に)

--

2. 処分の時期

平成 年 月 日 から
平成 年 月 日 まで

3. 処分の理由

--

4. 処分の条件 (処分することにより収入がある場合には、その金額も記載すること。)

--

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅を導入(新築建売住宅の場合は購入)しようとする方に交付するものです。

様式第10 (補助対象事業承継承認申請書)

交付番号

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 殿

平成 年 月 日

補助対象事業者 郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 印
電話番号

平成 年度 住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業) (補正予算に係るもの)

補助対象事業承継承認申請書

住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)交付規程(SII-26B-規程-007)第11条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助対象事業の承継承認の届出を申請します。

1. 旧補助対象事業者 郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
電話番号

2. 新補助対象事業者 郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
電話番号

3. 補助対象事業者の地位を承継する理由

4. 補助対象事業者の地位を承継する予定日

日付 平成 年 月 日

5. 添付資料

- 承継の概要
- 補助対象事業誓約書

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。
一般社団法人 環境共創イニシアチブが執行する住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)(補正予算に係るもの)は、経済産業省が定めた住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金交付要綱第3条に基づき、当法人に交付される国庫補助金から、新築及び既築住宅に、高断熱外皮、高性能設備と制御機構等を組み合わせ、住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅を導入(新築住宅の場合は購入)しようとする方に交付するものです。

